## 【重要】現在の活動制限レベルの引き上げについて

## 令和 4(2022)年1月25日

富山国際大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針\*

策定2020年4月22日 改訂2021年4月26日 改訂2021年6月4日 改訂2021年8月6日 改訂2021年8月19日

カテゴリー	レベル	研究活動	教育活動(講義・演習・実習)	学生の課外活動/就職活動	図書館利用	学内会議	勤務体制
通常	0						
要注意	1	<ul><li>感染防止措置の上</li><li>研究活動の継続</li><li>・セミナー等の実施</li></ul>	<ul><li>感染防止措置の上</li><li>請義、演習、実習等の対面授業の実施</li></ul>	感染防止措置の上 -実施	感染防止措置の上 ・通常通り利用可能	感染防止措置の上 ・対面会議可能 ・オンライン会議を推奨	感染防止措置の上 ・通常通りの勤務
警戒	2	齋) ・県外出張を行う場合は、学部長の 了解を得てから出張申請書を提出	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等は制限(人 数限定等)を設けて実施 ・対面又はオンフイン授業を実 施	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	感染防止措置の上 ・図書館への申請により利 用可能	<ul><li>・原則オンライン会議</li><li>・必要に応じて対面会議を</li></ul>	感染防止措置の上 ・通常通りの勤務・ ・テレワークが可能な場合は、総務 禁管理のもとでアレリークを推奨
高度警戒	3	感染的止相値の上 ・最小限の研究活動の継続 ・セミナー等の実施(50人以上は自 歳) ・現外出張を行う場合は、学部長の 了解を得てから出張申請書を提出	施	・大学キャンパス内外における 屋内外での活動を原則禁止と するが、活動状態に応じて活動 を許可(必要幾小限の時間) が脱活動を照外に行べ場合 は、学部長に「届出」を提出し、 学部長の了解が必要	<ul><li>図書館への申請により利用可能</li></ul>	<ul><li>・原則オンライン会議</li><li>・必要に応じて対面会議を</li></ul>	感染防止措置の上 ・環員の時差出退勤を認める。 ・テレワークが可能な場合は、総務 歴管理のもとでテレワークを推奨
緊急事態	4	- 原則教員の入構禁止 - 人構が必要な場合は許可が必要 - 県外出張は、原則栄止	・オンライン授業のみ ・原則学生の入精栄止	- 部活動は全面禁止 - 総職活動で県外に行く場合 は、学部長に「届出」を提出し、 学部長の了解が必要		・個人情報保護等の観点からオンライン会議ができない 場合は、学長が特に認めた 場合に限り対面会議	感染防止措置の上 ・出頭して行わなければならない 素急な業務以外は、原則在宅動 務 ・建物及びグラウンドなどの立入に は許可を必要とし、入構記録に起 入する必要あり
	5	全面活動停止(大学機能維持のために必要な職員のみ出動、その他は休日)					

●活動制限指針のカテゴリーならびにレベルは、国の緊急事態宣言や富山県の警戒レベル(ステージ)等を考慮して決定される。

要注意: 県内において被発的に感染が確認され、今後感染の拡大のおそれがある場合、または感染の危険性が大幅に減少した場合。

警戒: 県内において感染の拡大のおそれがある場合、または感染の危険性が減少した場合。

高度警戒: 懸染に対する高度の警戒が必要であるが、緊急事態宣言対象地域には指定されず、国や自治体から体校要請が無い場合。 緊急事態: 国の緊急事態宣言等により国や自治体による休校要請がある場合、キャンパス内でクラスター懸染の発生がある場合、など。

\*: この活動制限指針は、今後の感染拡大状況の変化に応じ、随時見直しを行う場合があります。